

申請書提出先および問い合わせ先  
〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-8-3  
日研グループ健康保険組合 宛  
(TEL)03-5480-7025

# 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※ 申請書を記入する前に、必ず申請書の「別紙」をご確認ください。

退職時の被保険者等の記号・番号			氏名	(フリガナ)				
記号		番号						
住所・電話番号(今後連絡のつく住所・電話番号をご記入ください)				生年月日				
〒 - (TEL)				昭和	年 月 日			
				平成				
退職時勤務していた事業所名				資格喪失日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日			
保険料の納付方法を下記より選択し、□にチェックしてください。 (選択の無い場合は毎月納付として受理いたします。)								
<input type="checkbox"/> 毎月納付		<input type="checkbox"/> 半期前納		<input type="checkbox"/> 年一括前納				
継続する被扶養者	氏名(フリガナ)		生年月日		性別	続柄	同居・別居	職業
			昭和 平成 令和 年 月 日					年収見込額 円
	氏名(フリガナ)		生年月日		性別	続柄	同居・別居	職業
			昭和 平成 令和 年 月 日					年収見込額 円
	氏名(フリガナ)		生年月日		性別	続柄	同居・別居	職業
			昭和 平成 令和 年 月 日					年収見込額 円
	氏名(フリガナ)		生年月日		性別	続柄	同居・別居	職業
			昭和 平成 令和 年 月 日					年収見込額 円

**[重要]**  
任意継続被保険者の保険料納付については、健康保険法で厳しく規定されており、保険料が納付期限までに納付されなかった場合は資格が喪失となります。  
必ず納付書の納付期限をご確認ください。(初回は健保指定日、2回目以降は各月10日)  
1.納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格喪失となること  
2.申請書別紙の留意事項  
以上の2点について了承します。  
令和 年 月 日 署名

-----健康保険組合使用欄 これより下は記入しないでください-----

健保番号	期間	標準報酬月額	初回入金期限	初回入金日	受付印
		→	/ / / 月分	/ /	
発送納付書		取得処理日		納付書発送日	
<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 前納 <input type="checkbox"/> 全期		/ /		/ /	

(R8.4)

申請書を記入する前に必ずご確認ください

◆任意継続加入要件について

- ・資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ・資格喪失日(退職日の翌日)から、20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」が当健保組合に到着(必着)していること。

◆任意継続加入手続きの流れについて

- ・申請書の提出、事業所からの資格喪失届が確認できましたら任意継続加入の手続きをいたします。
- ・資格情報の登録が完了しましたら「資格情報のお知らせ」、「初回保険料納付書」、「初回納付以降の納付書(申請書にて選択された毎月納付・半期前納・年一括前納のいずれか)」をお送りします。
- ・納付期限までに初回保険料を納付してください。

※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、任意継続被保険者資格取得日に遡って資格取り消しとなります。以降、任意継続の資格で医療機関の受診はできません。納付期限前に当健保組合の資格で医療機関を受診していた場合、健保組合が負担している医療費分(7割～8割)を返納して頂きます。

◆医療機関の受診について

- ・マイナ保険証(保険証利用登録済のマイナンバーカード)をご利用ください。
  - ・万一、マイナ保険証の利用ができない場合には、後日「資格確認書」を自動発行します。
- ※「資格確認書」の発行がすぐに必要な方は、「健康保険資格確認書交付申請書」をご提出ください。在職時に発行されていた資格確認書は使用できませんので速やかにご返却ください。

◎留意事項

1.任意継続の保険料について

全額本人負担になります。保険料は退職時の標準報酬月額か当健保組合の平均標準報酬月額のどちらか低い方の額に保険料率をかけて算定されます。※保険料の自動引き落としは行っておりません。

2.保険料の納付方法について

以下3つの方法があります。

- ・毎月納付 (1ヶ月分) … 4月分～翌年3月分を毎月10日までに1ヶ月分ごとに納付
- ・半期前納 (6ヶ月分) … 4月～9月分、10月～翌年3月分を6ヶ月分ごとに納付
- ・年一括前納(12ヶ月分) … 4月分～翌年3月までの12ヶ月分を一括で納付

<前納とは>

年度を単位として一定期間分の保険料を一括で先に納めることにより、保険料が割引(複利原価法による年4%)になる制度です。

前納分の納付期限は対象となる月の前月末日となりますので、資格取得日によっては初年度の保険料を前納することができない場合もございます。

<年度途中で加入した場合>

資格を取得した月の翌月分から9月分までまたは翌年3月分までの期間を前納することができます。

(例)4月に任意継続に加入した場合

半期前納	…	<u>4月分(初回納付分)</u>	+	<u>5～9月分(前納)</u>	+	<u>10～翌年3月分(前納)</u>
		納付期限：健保指定日		納付期限：4月30日		納付期限：9月30日
年一括前納	…	<u>4月分(初回納付分)</u>	+	<u>5～翌年3月分(前納)</u>		
		納付期限：健保指定日		納付期限：4月30日		